

政策調整部、総務部、産業観光部、環境部、都市計画部、消防局
議案第 1 1 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例の制定について

議案第 1 1 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

改正を必要とする条例は、1 から 1 6 までに記載する 1 6 の条例
となります。

3 ページをご覧ください。

改正の趣旨は、令和 4 年に成立した、刑法等の一部を改正する法律
において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、
同法が来年 6 月 1 日に施行されることに伴い、条例中の懲役及び禁
錮の文言を拘禁刑に改めるなどとともに、同法の施行に伴う関係法
律の整理法に規定している経過措置と、同様の経過措置を設けるも
のです。

次に、条例の施行時期は、令和 7 年 6 月 1 日です。

4 ページをご覧ください。

条例の改正内容は、禁錮刑、禁錮、禁この文言を、拘禁刑に改める
条例としては、資料記載の 7 つの条例となります。

5 ページをご覧ください。

次に、懲役の文言を、拘禁刑に改める条例としては、資料記載の 8 つの条例となります。

最後に、禁錮と懲役の文言を、いずれも拘禁刑に改める条例としては、1 つの条例となります。

6 ページをご覧ください。

改正の趣旨のところで述べました、国の整理法と同様の経過措置を設けるものであり、その内容は、大きく 2 つあります。

一つ目は、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴ってその罰則の適用に影響が生じないようにするための経過措置です。

二つ目は、欠格条項など、懲役や禁錮に処せられた者やこれらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合等に、今回の刑法改正に伴ってこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしてもその対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置です。

以上、説明とさせていただきます。